

「指定訪問介護サービス事業」重要事項説明書

～ 目 次 ～

1. 事業者法人	P 1
2. 事業所の概要	P 1
3. サービス提供地域	P 1
4. 営業時間	P 1
5. 職員体制	P 1
6. 当事業所が提供するサービスと利用負担金	P 2
7. サービスの利用に関する留意事項	P 4
8. 秘密保持	P 6
9. サービス実施記録について	P 6
10. 緊急時の対応	P 6
11. 損害補償保険への加入	P 6
12. 非常災害対策	P 7
13. 虐待の防止について	P 7
14. 苦情等の受付について	P 7

特定非営利活動法人

「あいむ湘南」

指定訪問介護サービス事業所

「あいる湘南」

1. 事業者法人の概要

名称 特定非営利活動法人 あいむ湘南
所在地 神奈川県茅ヶ崎市小和田1-18-37
電話番号 0467-51-1142
代表者氏名 田島 淳一郎
設立年月 平成17年9月27日

2. 事業所の概要

事業所の種類 指定訪問介護
事業所番号 1472401387
事業の目的 訪問介護サービス
事業所の名称 あいる湘南
事業所の所在地 神奈川県茅ヶ崎市小和田1-18-37
電話番号 0467-51-1142
FAX番号 0467-81-4112
管理者氏名 田島 淳一郎
運営方針 様々な知識、経験を持つ職員が、利用者のその人らしい地域生活を送ること
のできる様、誠意あるサービスを提供する。

3. サービス提供地域 茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町

4. 営業時間

事業所営業日 土・日、年末年始を除く 月曜日～金曜日
事業所営業時間 朝9時～夜 18 時
サービス提供時間 全日実施

5. 職員体制

(職種)	(常勤)	(非常勤)	(資格等)
管理者	1名		介護福祉士
サービス提供責任者	1名		介護福祉士
ヘルパー	8名	6名	介護福祉士、ヘルパー2級、初任者研修修了者
事務員		名	

職務内容

※管理者…従業者及び業務の管理を一元的に行います。従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

※サービス提供責任者…指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整を行います。訪問介護計画の作成並びに利用者への説明、同意を得、交付します。利用者の状態変化やサービスに関する意向を把握し、ケアマネージャーと連携を図り必要な情報の提供を行います。ヘルパーに対する技術指導等のサービス内容の管理を行い、具体的な援助目標及び内容を指示し利用者の状況についての情報を伝達します。その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。

※ヘルパー…訪問介護計画に基づき日常生活を営むのに必要なサービスを提供します。研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術でサービス提供します。サービス提供後は利用者の心身状況等について報告を行います。

※事務員…介護給付等の請求事務及び連絡事務等を行います。

6. 当事業所が提供するサービスと利用者負担金

(1) サービスの内容

- ① 「訪問介護」は利用者の居宅（自宅）において訪問介護員（ヘルパー）その他政令で定める者を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行なうサービスです。
 - ② 事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
 - ③
- ③サービスの提供にあたっては「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。
- ④サービスの内容詳細については利用者の希望を確認した上で実施します。

【サービス内容区分】

<身体介護>	<生活援助>
① 起床介助	① 調理
② 就寝介助	② 洗濯
③ 排泄介助	③ 住居の掃除・整理整頓
④ 衣服の着脱	④ 買い物
⑤ 整容介助	⑤ 薬の受け取り
⑥ 身体の清拭・洗髪	⑥ 衣服の整理・被服の補修
⑦ 入浴介助	⑦ ベッドメイク
⑧ 食事介助	⑧ その他()

⑨ 体位変換 ⑩ 服薬介助 ⑪ 移動・移乗介助 ⑫ その他（ ）)	<複合型> 「身体介護」の内容と「生活援助」の 内容を同程度行なう場合
--	---

【ご注意】次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承願います。

① 「本人の援助」に該当しないもの

家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車等

② 「日常生活の援助」に該当しないもの

庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理

(2) 利用料（料金表が別途あります）

① この金額は、次の3種類に分かれます。

- 1) 介護報酬に係る各加算を含む利用者負担金（原則として費用全体の1割）
- 2) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）
- 3) 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額自己負担）

② 上記3)の「通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用」とは、①の1)2)で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合または制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合にかかる費用です（保険外のサービスを受ける場合は、居宅サービス計画を作成する際に、介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります）。

③ 利用者負担金は、サービスを提供した暦月ごとに積算し、翌々月に請求書をお持ちしますので、お支払いは現金にてお願ひいたします。尚、金融機関への振込或いは口座引き落としなどはご相談ください。

(3) 利用の中止

① サービスの利用を中止（キャンセル）される際には、サービス実施日の前日

17時までに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先 あいむ湘南 電話 0467-51-1142
FAX 0467-81-4112

②サービスの利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払
いただくことがあります。

- ・ 利用予定日の 17 時までに申し出があった場合は無料
- ・ お申し出がなかった場合は所定のキャンセル料

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際の日常サービス提供に際しては、複数のホームヘルパーが交代してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は予め利用者へ説明するとともに、ご本人及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者が特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてご要望やお気づきの点がありましたら、当事業所にご遠慮なくご相談下さい。

(2) サービス提供について

サービスはケアプランに基づいて行なわれ、実施に関する調整などは事業者が行ないます。ただし、実際の提供にあたっては利用者のご要望・訪問時の状況・事情などについて十分配慮します。

サービス実施のために必要な備品など（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーがサービス提供上必要な連絡を事務所へする場合は電話を使用させていただく場合もあります。）

(3) サービス内容の変更

訪問時に、体調不良などの理由でケアプランで予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。

(4) 被保険者証の確認

被保険者証の記載内容の変更があった場合は速やかに事業所やホームヘルパーにお知らせ下さい。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「被保険者証」の確認をさせていただくことがある場合にはご提示下さい。

(5) 衛生管理等

ホームヘルパーの清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(6) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーはサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為（特定医療行為を除く）
- ②利用者もしくはご家族の金銭、貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③利用者もしくはご家族などからの金銭または物品、飲食の授受
- ④利用者のご家族などに対するサービスの提供
- ⑤飲酒及び喫煙
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者ご本人または第三者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦その他利用者もしくはそのご家族などに対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動およびその他迷惑行為及び反社会的行為

(7) サービスの終了

- ①利用者が当事業所に対し 30 日間の予告期間をおいて文書にて通知を行なった場合は、この契約を解除することができます。ただし、身体状況の急変、入院などやむをえない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することはできます。
- ②当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が破産した場合、利用者が文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者負担金のお支払いを 3 ヶ月以上延滞し、お支払いを催告したにもかかわらず 10 日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、直ちに契約を解除しサービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合等やむをえない事情がある場合、契約を解除しサービスの提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

(8) 契約の自動終了

次の場合は連絡がなくとも契約は自動的に終了いたします。

- ①利用者が施設に入所した場合。
- ②要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたりサービスが提供できなくなった場合。
- ③利用者ご本人がお亡くなりになった場合。

8. 秘密保持

事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報・秘密について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した方の個人情報を用いることができるものとします。

9. サービス実施の記録について

- (1) 当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び内容などを記録し、利用者にその内容をご確認いただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、記録はサービス終了日より5年間保存します。
- (2) 利用者の状況記録や情報の管理、開示について当事業所では、関係法令およびあいる湘南訪問介護事業運営規定に基き、適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。又は実費負担にてその写しを交付します。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名
	連絡先
緊急連絡先 1	氏名
()	連絡先
緊急連絡先 2	氏名
()	連絡先

11. 損害賠償保険への加入（契約書の第10条参照）

本事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	特定非営利活動法人活動総合賠償責任保険
補償の概要	訪問介護にかかる賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

12. 非常災害対策

災害発生時は、情報の集約および通常生活の早期回復に努めます。

又、予め災害時の緊急連絡先をご登録する事をお勧めします。

13. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、管理者とサービス提供責任者（障害福祉サービスのサービス提供責任者を含む）による「虐待防止委員会」を設置しています。従業者に対して虐待防止を啓発・普及し、サービス提供中に虐待と思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村へ通報します。

14. 苦情等の受付について

(1) サービスに対するご意見や苦情、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録などの情報開示のご要望は隨時受け付けます。

<苦情受付窓口> サービス提供責任者 大岡 かや

<苦情解決責任者> 管理者 田島 淳一郎

(2) 行政機関その他苦情受付機関

茅ヶ崎市介護保険相談窓口

所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電話番号 0467-82-1111 (代表)

藤沢市介護保険相談窓口

所在地 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

電話番号 0466-25-1111 (代表)

寒川町介護保険相談窓口

所在地 〒253-0196 高座郡寒川町宮山165

電話番号 0467(74)1111 (代表)

神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）

所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27-1

電話番号 045-329-3445

年　　月　　日

介護保険法に基づく訪問介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特定非営利活動法人 「あいむ湘南」 理事長 田島 淳一郎 

茅ヶ崎市小和田1-18-37

指定訪問介護事業所 「あいる湘南」 管理者 田島 淳一郎 

説明者 氏名 _____ 

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

利用者様 住所 _____

 氏名 _____ 

代理人又は立会い人 住所 _____

(ご関係)

 氏名 _____ 